

## (仮称) 市民センター建設市民懇談会設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 (仮称) 市民センター建設にあたり、基本計画等に対し市民の意見を反映させるため、(仮称) 市民センター建設市民懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇談会は、次の各号に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 市民交流施設に関する事
- (2) 本庁舎の配置計画に関する事
- (3) その他、市民の利用に関する事

### (組 織)

第3条 懇談会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体等の推薦による者
- (3) 公募委員
- (4) その他市長が必要と認める者

### (任 期)

第4条 委員の任期は事業の完了までの期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は会長が指名する。

3 会長は、懇談会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会 議)

第6条 懇談会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶 務)

第7条 懇談会の庶務は、別表第一の所属が処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

1 この要綱は、平成31年1月22日から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、平成30年度中に行った委員への委嘱は、平成31年度の予算成立をもって、引き続き、平成32年3月31日までの委嘱を行ったものとみなす。

### 附 則

1 この附則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第一

所 属 名
財務部管財課
財務部財産マネジメント推進室公共建築課
市民・文化スポーツ部生活課
健康福祉部長寿福祉課
教育委員会事務局生涯学習課
教育委員会中央学習センター

## (仮称) 市民センター建設市民懇談会委員名簿

No.	分野	所属等	性別	氏名
1	学識経験者	宇都宮文星短期大学 名誉教授	女	山口 哲子
2	学識経験者	福島大学人間発達文化学類 教授	男	牧田 実
3	学識経験者	建築士	女	佐藤 玲子
4	有識者 (福島市公共施設の戦略的再編 整備検討委員会関係)	一般財団法人 建築保全センター	男	池澤 龍三
5	有識者 (住民自治代表)	福島市自治振興協議会連合会 顧問	男	菅野 廣男
6	有識者 (中央地区代表)	福島市中央地区町会連合会 会長	男	引地 洲夫
7	有識者 (障がい福祉代表)	共生社会ふくしま実現協議会 会長	男	舟山 信悟
8	有識者 (こども関係代表)	福島市私立認可保育施設連合会 事務局長	男	阿部 一善
9	有識者 (地元代表)	松木町親和会 会長	男	藤田 修一
10	有識者 (市民会館関係者)	霞町南部町会 会長	男	阿部 隆夫
11	有識者 (市民会館関係者)	宮下町町会 代表	男	佐藤 祀男
12	有識者 (敬老センター関係者)	福島市老人クラブ連合会 副会長	男	阿部 國治
13	有識者 (敬老センター関係者)	新浜町会 会長	男	原田 紀之
14	有識者 (中央学習センター関係者)	前・福島市社会教育委員の会議 議長	男	木暮 照正
15	有識者 (中央学習センター関係者)	中央学習センター運営審議会 代表	女	霞 朝子
16	公募委員		女	阿部勢津子
17	公募委員		男	菅野 真